

難民制度におけるLBQ女性の不可視性：  
フランスへの移動を事例に

永井萌子\*

The invisibility of LBQ women in the refugee regime:  
a case study of mobilities toward France

NAGAI Moeko

Abstract

This paper explores the ways in which gender can complicate discourses of LGBTI refugees - discourses that have largely centered the experiences of male refugees. Interest in the inclusion of sexual minorities in 21st century human rights discourses has resulted in a steadily growing body of literature. However, while these discussions give attention to LGBTI refugees, there is a notable lack of attention paid to women within this group. When considering LBQ women, I argue that it is crucial to understand the ways in which they determine 'LGBTI-ness' during the asylum process. In this paper, I discuss Jansen and Spijkerboer's report "Fleeing Homophobia", in which they attempt to establish an overview of LGBTI refugees in EU countries. This report highlights two axes that could potentially affect the cases of LBQ women: invisibility and stereotypes. Building from their arguments, I provide a review of scholarly discussions about LBQ women within the refugee regime from the fields of sociology and human geography. Finally, I examine a case in France using the literature reviewed. I conclude that the case in France mostly conforms to arguments from the prior literature, and that 'indiscretion reasoning' and 'cultural taste' can be confirmed as distinctive aspects. (199 words)

Keywords : LGBTI refugee, LBQ women, sexual minorities, invisibility, France

I. はじめに

近年、性的指向および性自認に基づく難民申請者（以下、LGBTI難民<sup>1)</sup>と略す）は増加傾向にある。この背景には、主にシスジェンダー／異性愛規範によって周縁化されてきた性的マイノリティが国際人権法の枠組みに組み込まれ、国家単位での保護政策が進んでいることと、それに対するバックラッシュとして、反同性愛の言説を強める諸国が出現していることがあると考えられる。このような状況に対して、2014年に学術雑誌『Sexualities』がクィアとアサイラムに関する特集号を組んで以降、学術的な議論も増加している。しかし、LGBTI難民に関する先行研究を見ていくと、研究の対象とされてきたジェンダーの非対称性が目立つ。これまでの先行研究では、男性同性愛者を対象とした研究の結果があたかもすべてのLGBTI難民に当てはまるかのように論じられてきた。この状況を本稿では「不可視性」と捉え、近年のLGBTI難民に関する研究動向におけるLBQ女性の不可視性とそれが生じる背景について検討し、具体的にフランスにおけるLBQ女性の不可視化について考察することを目

---

キーワード：LGBTI難民、LBQ女性、性的マイノリティ、不可視性、フランス

\*令和2年度生 ジェンダー学際研究専攻

的とする。

本稿の構成は次の通りである。Ⅱでは、社会学、人文地理学を中心に蓄積されてきたLGBTI難民に関する先行研究や各種報告書を参照して、LBQ女性の不可視性とそれが生じる背景について検討する。Ⅲでは、筆者がフィールドとするフランスに焦点をあて、現地で活動する市民団体による資料、フランス難民・無国籍者保護局（Office français de protection des réfugiés et apatrides：以下、OFPROと略す）と全国庇護権裁判所（Cour nationale du droit d'asile：以下、CNDAと略す）が公開する資料に基づいて、フランスにおけるLBQ女性難民をめぐる不可視化の状況について考察する。Ⅳでは、本稿で得られた知見をまとめるとともに、今後の課題について言及する。

なお、本稿で用いるLBQ女性とは次のような人びとを意味する。まず、ここでいう「女性」とは「出生時に割り当てられた性別が女性で、かつ幼少期もその認識の下で育てられた人」と定義する。LGBTI難民の中には、もちろん出生時に割り当てられた性別が男性で、かつ難民申請時に女性を自認している人もいる。しかし、本人の性自認とは関係なく、出生地のジェンダー規範に従って周囲から与えられる様々な機会やそれに応じて得られる知識・人的な資源は、のちの移動過程や移住後の経験にも多に影響を及ぼし、難民申請者として抱える困難にも差異が生じるため、今回は上で定義する女性を対象とする。次に、本稿において、性的指向に基づく難民申請を行う女性たちを表すために、レズビアン、バイセクシュアルに加え、包括的な概念であるクィアを含むLBQを用いるのは、本稿が対象とする女性たちが欧米諸国出身者ではないという点に依拠している。欧米諸国以外の性的マイノリティについて論じる先行研究は、セクシュアリティ研究の大部分が欧米諸国で蓄積されてきたために、研究対象地の性的マイノリティのあり方を説明するための適切な用語がないことを指摘している（Saeed, 2019）。実際に、本稿の事例においても、LBQ女性の出身地では性的マイノリティのあり方が必ずしもレズビアンやバイセクシュアル、総じてLGBTといった名称で言い表せるとは限らない。また名指しされる名称を持たないようなセクシュアリティの実践のために迫害を受ける人々もいる。そのため、本稿では異性愛規範のみならず、ここでは欧米諸国の性規範による不可視性をも忌避するために、LBQを用いることとする<sup>2)</sup>。

## Ⅱ. LBQ女性難民申請者をめぐる不可視性とその背景

概して、LBQ女性難民に焦点を置いた先行研究では、LBQ女性を対象とする場合、そこにジェンダーの視点を含む必要性が指摘されている（Lewis, 2010; Lewis, 2013; Bohmer and Shuman, 2014）。しかし、従来のLGBTI難民研究では性的指向に基づく難民申請がセクシュアリティだけの問題と捉えられてきたために、LBQ女性の「不可視性」が生じているといえる。ポーマーとシューマンは、この問題についてマイノリティに不可視性と超可視性（hypervisibility）といった特有の性質を持たせる「文化的沈黙（cultural silence）」から説明し、これ自体が女性に向かう象徴的な暴力であるとする。「文化的沈黙」とは、特定の文化的条件の下で「言えること」があり、それに基づき構成される恥や屈辱などによって、「言えないこと」、あるいは「聞き取られないこと」も同様に文化的に規定されていることを意味する。ポーマーとシューマンは性的暴行を受けて難民申請をする女性たちを例に挙げ、審査する側の文化に基づいた「女性の態度」に関する想定がある中で、その想定を共有しない申請者は審査側に意としないような印象を与えてしまったり、本来聞き取られるべき話が想定内でないために不可視化されてしまったり、性的暴行の経験を語ることだけでも精神的な負担が多い上に、さらに男性の通訳者がつけばその負担が強まる状況において、本来難民女性によって語られるべき話が不可視化されてしまうことを「文化的沈黙」として指摘している（Bohmer and Shuman, 2014）。これを踏まえ、統計上、LBQ女性の数が少ないという問題は、単にLBQ女性が性的マイノリティの中で少数派であることを示唆するのではなく、「文化的沈黙」を強いられているために構造的に見えなくされている不可視性の問題として論じていく必要がある。

これらの点に留意して、Ⅱでは主に2011年にアムステルダム大学主導の下でEU加盟国を対象に実施されたLGBTI難民に関する最大規模の調査結果をまとめた『Fleeing Homophobia』と題される報告書（以下、FHと略す）について取り上げる（Jansen and Spijkerboer, 2011）。そして、FHで言及されている1）LGBTI難民による公的／私的空間との関わり方、2）LGBTI難民へのステレオタイプの2点を軸に、LBQ女性難民申請者をめぐる不可視性に関するこれまでの議論を整理・検討する。

まず1) LGBTI難民と公的／私的空間との関わり方をめぐる議論を見ていく。現在も適用される1951年難民条約の中で、難民は「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」人々と定義される。一見ジェンダー中立的に見える難民の定義だが、それを否定する指摘がLBQ女性難民を対象とする先行研究では繰り返行われている (Nielson, 2005; Shuman and Bohmer, 2008, 2014; Lewis and Naples, 2014)。例えば、難民条約が成立した時代背景から、これまで難民として想定される主な申請者像は、男性、特に政治活動家として公共空間に姿を表し、公的権威によって処罰されるような人たちとされてきた。これに関してルイスは、申請者像にそぐわず、難民申請の根拠となる出身国での経験も軽視されるような人々を指して「送還可能なカテゴリー」と呼び、このカテゴリーに最も近い存在が女性と性的マイノリティだと論じている (Lewis, 2010)。

実際、LGBTI難民が出現するようになってから、男性同性愛者による申請に限れば審査に通過する成功事例が見られることについて、ニールソンは、彼らが公的空間において性的マイノリティに関わる活動や運動に参加しやすいことや、それも相まって警察や軍隊といった公的権威によって受けた暴力を含む証言を多くできるためであるという。その一方で、女性同性愛者の中で成功事例が少ないのは、彼女らが経験する反同性愛的な暴力の生じる場が私的空間に留まっているためであると論じられている (Nielson, 2005)。こうして見ていくと、不可視性を生じさせている構造を理解するにあたって、性的マイノリティによる公的／私的空間における異なる出現のあり方と、彼らへの迫害のあり方が深く関連していることがわかる。例えば、前者についていえば、FHで紹介されているハンガリーの判決において、公共の場でレズビアニズムを提示できないのであれば、たとえ申請者がレズビアンだと主張しても、その結果として受ける脅威は生じえないとされるため、難民として認定することができないというものがあった (Jansen and Spijkerboer, 2011: 34)。ここで問題なのは、同じ性的マイノリティであっても、どのような場に出現し、またその結果としてどのような場で脅威に晒されるかによって、当事者性の認知に異なりが生じるということである。例えば、反同性愛の言説が強く見られる地域においても、AIDS／HIVの支援活動が行われていることがあり、そうした活動の場は、男性同性愛者をはじめとするMSM<sup>3)</sup>のため場として機能し (Thoreson, 2014)、結果的に彼らの難民申請に有利に働いているといえる。他にも、男性同性愛者の場合、他の当事者が集まる場所に関する情報が共有されていたりする (Sari, 2020)。このように男性であれば、反同性愛の言説が敷かれる社会においても抵抗の場・機会が権力構造の網目をぬって作られているのに対し、LBQ女性はそうした場が限られているために、難民審査においても彼女たちの経験から当事者性が認知されることは難しい。

次に後者の性的マイノリティへの迫害のあり方との関連についていえば、出身国においてLBQ女性が受ける暴力の多くが家族や近隣といった私的空間と呼べるような場で生じている点と関わっている (Lewis, 2010)。LGBTI難民の文脈においてこの点が重要になるのは、私的空間におけるLBQ女性への暴力が性的マイノリティの問題として十分に結びつけられず、家族からの「しつけ」あるいは近隣住民とのいざこざといったパーソナルな問題へと還元されてしまう傾向が高いためである (Nielson, 2005; Bohmer and Shuman, 2008)。例えば、男性に向かう暴力が私的空間で生じたとしても、男性への暴力自体がホスト国においても日常的に見られるものとして認識されていないため、反同性愛で説明づけられるような暴力として認知される傾向が高い。しかし、LBQ女性の難民審査では、それが性的指向に基づくものであるにもかかわらず、申請者の証言に出てくる暴力をドメスティック・バイオレンス (DV) として理解した上で、このような申請を一度でも認定すれば、今後DV被害を受けた人々をすべて難民として受け入れなければならないといった見解を展開するホスト国もある (Bohmer and Shuman, 2014)。以上のように、公的な空間との関わりが少ないLBQ女性たちは「文化的沈黙」を強いられるため、難民審査の過程において不可視的な存在になるといえるだろう。

こうして「文化的沈黙」を強いられた結果、自らの経験や存在自体が不可視化されるLBQ女性は、ステレオタイプ、すなわちより可視化されている男性の経験に基づいて形成された理解枠組みによって審査されることになる。概して、LBQ女性に限らずLGBTI難民にとって、迫害の経験を国家あるいは審査側が理解できるような「アサイラム・ナラティブ」の型に則って翻訳し直すことは困難であると指摘されている (Lewis, 2013)。また、信憑性のある「アサイラム・ナラティブ」を構築するためには、申請理由となる「同性愛アイデンティティ」が可視性・一貫性・直線性によって特徴付けられる固定的な性質であることが求められる (Llewellyn, 2017: 684)。

例えば、異性愛との間に明確な区別がつけられるような同性愛アイデンティティや、一貫性のあるアイデンティティの発展過程などが期待されている (Sari, 2020)。男性同性愛者とは異なり、公的空間に出現したり、そこで性的マイノリティとしての迫害を受ける経験があまり見られないLBQ女性が難民申請においてその当事者性の認められない傾向がみられるように、ここでいう一貫性や直線性といった性質を決定する要素にもジェンダーによる差異があると考えられる。LBQ女性の当事者性の認知を妨げていると考えられるステレオタイプについては、1)「消極性に関わる理由づけ」、2) 反同性愛的な刑法、そして3) 異性婚／児童婚の存在の3点が挙げられる。

まず、「消極性に関わる理由づけ」についてみると、難民申請者の証言を審査する側には「積極性に関わる理由づけ (discretion reasoning)」と「消極性に関わる理由づけ (indiscretion reasoning)」という2つの対照的な態度が見られるという。前者は、隠れていれば安全だったのにも関わらず、自らの意思で当事者性を実践したのは考慮の欠落した行動であり、命の脅威に関わることを経験したのは個人の責任であるとする理由づけのことを指す。それに対して後者は、同性愛を実際に実践したわけでもない申請者の当事者性を認知することはできないとする理由づけのことである。この「消極性に関わる理由づけ」に基づけば、LBQ女性難民の申請者には「公共の場でレズビアニズムを提示」(Jansen and Spijkerboer, 2011: 34) することが期待されるが、すでに述べたように公的空間との関わりが少ない彼女たちにはそれが難しい。従って、彼女たちは構造的に難民申請のプロセスにおいて「消極性に関わる理由づけ」から「文化的沈黙」を強いられているのである。

次に、LBQ女性の当事者性の認知を妨げていると考えられるステレオタイプは反同性愛的な刑法の有無によって発生する。反同性愛的な刑法とは、同性間の性行為をはじめとするいわゆる同性愛者としての実践や自認、それに基づく市民活動や運動への参加を違法化するような刑法のことを指す。難民審査において、反同性愛的な刑法が申請者の出身国にあるかどうか、あるいは過去に一度でも出身国の刑法が実際に性的マイノリティを処罰するために用いられたことがあるかどうかには比重を置く国は複数ある。現在、反同性愛的な刑法を持つ国は68カ国あり、この内男性のみを対象としている国が27カ国あるのに対し、女性のみを対象に刑法を定めている国は一つもない (ILGA, 2019)。こうした状況は、自ずと男性をめぐるより過酷な現状を想起させ、ホスト国側の想像力も男性に寄り添うことになる。そして、LGBTI難民を多く送り出している出身国諸国で活動する市民活動も男性を集中的に支援する内容へと変化していくことになる。これに基づいて作成される報告書は刑法に偏重するホスト国での審査過程に用いられることもあり、男性を主たる「LGBTI難民」とする内容は、LBQ女性難民申請者の困難を不可視化するだけでなく、存在そのものをも見えなくさせてしまうといえる。

最後に、異性婚／児童婚との関連で見れば、性的マイノリティには異性配偶者や子どもはいないというステレオタイプが複数諸国の判決から指摘されている (Jansen and Spijkerboer, 2011: 17)。そして、こうしたステレオタイプによって当事者性の認知が妨げられた結果に生じる不可視性もまた、LBQ女性の難民審査に影響を与えているといえる。まず、男女別の難民申請者の平均年齢にそれほどの差が見られなくても、出身国において初婚が経験される平均年齢では男女間に大きな差がある (UNICEF, 2014: 2)。同じ年齢でホスト国にたどり着いたとしても、LBQ女性の方がより異性婚を経験している可能性が高く、性的マイノリティには異性配偶者はいないというステレオタイプによって、彼女たちは「文化的沈黙」を強いられる可能性が高いといえるだろう。また、FHで紹介されるジャマイカ出身女性の語りでは、ジャマイカではたとえ当事者性を隠しながら生活していても、独身で子どもがおらず、男性パートナーもいないことで、同性愛者として疑われるリスクがあるという (Jansen and Spijkerboer, 2011: 38)。そのため、強制的な児童婚の他にも、性的マイノリティに向かう暴力から逃れるための手段として女性たちは出身国において異性婚を経ることがある (Sari, 2020)。このように自分自身を守るための手段であったことが鑑みられず、婚姻をしているという事実だけによって、LBQ女性難民は難民制度における性的マイノリティ像から疎外されてしまうのである。

### Ⅲ. フランスのLGBTI難民とLBQ女性

先行研究等で指摘されてきたLBQ女性の不可視性の問題は筆者がフィールドとするフランスにおいても観察される。近年、フランスでも、世界的な動向と同様に、LGBTI難民は増加している。本章では、パリ市内および周辺地域を対象にLGBTI難民申請者の支援を目的に活動する「移住者および一時滞在中の同性愛者とトラン

スの人権啓発のための市民団体」(Association pour la Reconnaissance des Droits des personnes Homosexuelles et trans à l’Immigration et au Séjour : 以下、ARDHISと略す) のデータを参照しながら、フランスにおけるLBQ女性難民の不可視化について考察していく<sup>4)</sup>。

### 1. フランスにおけるLGBTI難民の概要

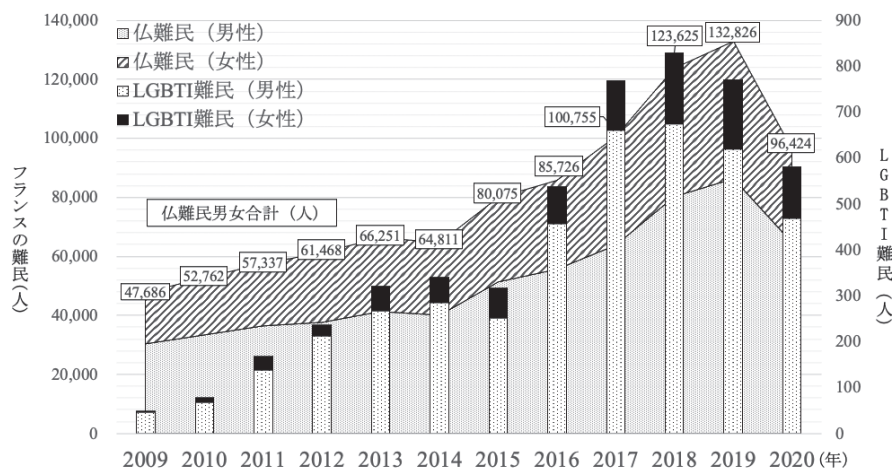


図1 フランスにおける難民全体とLGBTI難民の男女別推移  
出典：ARDHIS (2021), OFPRA (2009-2020) を基に筆者作成。

図1は、フランスに移動してきた難民<sup>5)</sup>と、ARDHISが受け入れてきたLGBTI難民申請者の男女別構成及びその推移を示したものである。審査結果に問わず、ARDHISが2007年から2020年の間に受け入れてきた申請者は5,019人に及ぶ(ARDHIS, 2021)。受入者数が急増した2016年から2020年の申請者数は全体のおよそ7割を占め、年間で最も多かったのは2018年の816人である。この増加傾向はフランス全体の難民流入状況とも合致しており、2015年前後に起こった欧州難民危機<sup>6)</sup>が影響していると考えられる。

カメルーン出身の性的マイノリティの移動について論じているエボコとアウォンドは、カメルーンからの移動の多くがフランスを移動先としていることについて「近似性 (proximité)」が関わっているという (Eboko and Awondo, 2014)。ここでいう近似性とは、植民地時代から続く旧仏領諸国とフランスとの社会的、文化的、経済的な関係性の深さを意味している。文化的な近似性の中には、ジェンダー、セクシュアリティに関わる文化も含まれており、こうした近似性によって彼らの移動先にフランスが選択される事例が目立つ。フランスのLGBTI

難民の内訳を見てみると、これまでに受け入れてきた申請者の7割ほどが例年旧仏領/フランス語圏諸国の出身者で構成されている。ここから、LGBTI難民の移動の特徴も、エボコとアウォンドが指摘する近似性による影響を少なからず受けていることがわかる。

その一方で、女性に注目すると、フランスの難民全体における女性の占める割合は例年3割程度で上下している(図1参照)。しかし、LGBTI難民の中でLBQ女性の占める割合は1~2割程度と、難民全体とLGBTI難民では女性の占める割合は常に1割ほどの差がある。また表1に示されるように、LGBTI難民全体における申請者の多い上位10ヶ国と、LBQ女性の占める割合が高い上位10ヶ国を比較してみると、前者に関していえば明らかにエボコとアウォンドの指摘する近似性で説明のつく諸国が上位を占めているのに対し、後者では、英語圏ア

表1 全体で申請者の多い国とLBQ女性の割合が高い国上位10ヶ国

全体 (人)	LBQ女性 (%)
セネガル 442	ウガンダ 47.83
コートジボワール 364	ケニア 44.9
バングラデシュ 294	グルジア 38.46
モーリタニア 275	アルメニア 30
ギニア 231	コンゴ民主共和国 28.79
カメルーン 228	ガボン 27.27
ナイジェリア 224	ナイジェリア 26.01
コンゴ民主共和国 198	ロシア 22.92
マリ 173	イラン 21.74
アルジェリア 138	トーゴ 17.86

出典：ARDHIS (2019) をもとに筆者作成。  
注：編みかけ箇所は旧仏領/仏語圏諸国である。

フリカ諸国やより近隣に位置する東欧諸国などが入っており、近似性だけでは説明のつかない移動が行われていることが見てとれる。

## 2. 公的空間において不可視化されるLBQ女性

次に、Ⅱで明らかになった点を踏まえ、フランスのLBQ女性難民申請者の場合について考察していく。1点目はLBQ女性の公的空間における不可視性および私的空間における暴力についてである。まず、パリにおいても、公的空間において性的マイノリティが出現するような場所の多くが男性同性愛者によって占められているといえる。例えば、パリにおける性的マイノリティの空間占有について論じるカットンとルロワは、男性同性愛者の場合、バーやクラブ、イベント等が、パリで性的マイノリティのエリアとして知られるマレ地区に集中しているため、男性同性愛者たちは安定した居場所と呼べるような場を持つことができていると論じている。一方、女性同性愛者の場合、男性同性愛者たちのような安定した居場所を持たず、彼女たちの出現の仕方も流動的であると指摘している。こうした差異は、経済的な要因や、公的空間に同性愛者として出現した際に晒される脅威に対してLBQ女性がより可傷的であることなどが背景にある（カットン・ルロワ, 2018）。

このように、LBQ女性が公的な空間になかなか出現できない状況は、彼女たちの難民申請をより困難なものにしているといえる。フランスの難民制度では、難民申請者は誰でもまずOFPPAに1度目の申請を提出しなければならない（Giametta, 2018）。ここにおいて、性的指向あるいは性自認に基づく難民申請がOFPPAの審査を通過することはごく稀である。1度目の申請が却下された場合、難民申請者はその判決を上告するためにCNDAへ申請を進める必要がある。CNDAに登録してから実際に裁判が行われるまでおよそ1年かかる。そして、その間に難民申請者はフランスで性的マイノリティとしてどれだけ生活してきたかの証拠を、写真や市民団体からの証言に基づいて提出することが求められる。男性の難民申請者の場合、カットン・ルロワ（2018）が論じたように安定した居場所があるので、フランスで性的マイノリティの活動に関わる機会や、性的マイノリティ・コミュニティの中に定着する機会を比較的多く有している。それに対して、LBQ女性は男性のように安定した居場所がないために、フランスの性的マイノリティの活動に関わったり、その中で自分たちの居場所を獲得したりすることがより困難であるといえる。

また、フランスの場合、彼女たちの多くが有色人種であることもLBQ女性の不可視化に関連している。例えば、都市に点在するLBQ女性たちの居場所を星と捉え、星の出現が時間に左右される様を「星座」に喩えたジーズキングは、LBQ女性の中でも有色人種がその星の輝きを維持すること、つまり他の仲間たちを引き寄せたり、時間的に空間の安定性を持続させたりするために、多大な時間、資金そして人的資源を要すると論じている（Giesecking, 2020）。

次に、先行研究ではLBQ女性への暴力が私的空間で生じることからくる彼女たちの不可視性について指摘されていたが、これに関してはCNDAの判決資料において同様の特徴が見られる。例えば、出身国における同性パートナーの父親からの性的暴行や（CNDA-15030258、却下）、家族及び近隣の住民からの集団暴行（CNDA-375630、却下）、実質的な暴行は未然に防がれているが父親からの暴行を恐れて逃げてきたケース（CNDA-17014970、認定<sup>7)</sup>）などが確認できる。このように、フランスにおけるLBQ女性難民の申請でも、私的空間の中で家族や生活の中で関係の近い近隣住民などによって迫害を受けているケースが目立っている。出身国において、申請者の当事者性が露わになってから強制的な結婚を強いられているケースも多数あり、その結婚生活の中で配偶者による暴力が生じる。申請者の証言にある事実のみに基づいて判断すればLGBTI難民の申請として扱うべき事例であっても、DVの側面のみが強調されあやまった判断がなされる危険性も指摘できる。また、LBQ女性が性的マイノリティへの制裁として受ける暴力の多くが私的空間の中で行われるという指摘に加え、その多くが性的暴行であることも示唆される。

## 3. ステレオタイプによって不可視化されるLBQ女性

「文化的沈黙」の作用によって難民制度の中で不可視化されるLBQ女性たちは、実際の経験とは一致しないステレオタイプ的な当事者性によって判断されることになる。Ⅱではこの問題が「消極性に関わる理由づけ」、反同性愛的な刑法とそれから疎外されるLBQ女性、そして異性婚/児童婚の3点から示された。このうち、3

点目の異性婚／児童婚との関わりについていえば、FHはフランスでは女性の既婚歴が難民審査に影響を及ぼすことはないと報告している (Jansen and Spijkerboer, 2011: 59)。ここから、フランスにおいては既婚歴が審査過程においてLBQ女性を阻害し、彼女たちの性的マイノリティとしての経験を不可視化する要素ではないといえるかもしれない。しかし、他の2点については先行研究同様に、フランスにおけるLBQ女性も不可視化される要素になりえる。

まず1点目に関していえば、FHではフランスの難民制度の大きな特徴の一つとして、同性愛を実際に実践したわけでもない申請者の当事者性は認知できないとする「消極性に関わる理由づけ」が採用されていると指摘されている (Jansen and Spijkerboer, 2011: 36)。要するに、フランスのLGBTI難民にとって、出身国でいかに当事者として認知されるような生活をしてきたかどうか、当事者性認知のための判断基準において重視されているのである。そして、この点は、FHにおいてフランスの別の難民審査の特徴として指摘されている、性的マイノリティがどのような文化を嗜好するかに関わる「文化的嗜好 (cultural taste)」という視点とも結びついている。ここでいう性的マイノリティとしての「文化的嗜好」には、具体的に性的マイノリティとしてみなされるような外見 (言動や服装) であるか、性的マイノリティであれば知っていると想定されるような著名人、映画、小説に関する知識をもつか、また出身地での性的マイノリティを対象とした運動、市民団体、バーやクラブの存在やそれらに関する知識を有しているかなどが含まれる (Jansen and Spijkerboer, 2011: 61)。前述したように、難民申請者が、OFPRAでの却下からCNDAでの上告裁判までの時間で当事者性の認知を示すために獲得することが期待されるような要素も含まれている。フランスに到着して以降の性的マイノリティ・コミュニティとの関わりを公的な空間において持ちにくいLBQ女性にとっては、当事者性の認知を達成することが難しい。また、ホスト国で見られる申請者が持つ「文化的嗜好」の「正当性」を判断しようとする姿勢自体、ホスト国で共有される性的マイノリティへのステレオタイプを踏襲しているといえる。

2点目に関していえば、FHではフランスは出身国において反同性愛的な刑法があるか、あるいは適用されたことがあるかどうかを審査において重視していると指摘されている (Jansen and Spijkerboer, 2011: 22-24)。こうした中で、ホスト国では反同性愛的な刑法の適用が確認されれば、申請者が「特定の社会的集団」の一員であることの認知が大いに進む。逆に、私的空間などで生じた迫害が証言の中に出てきたとしても、出身国において現在あるいは過去にも反同性愛的な刑法が適用された記録を提出できなければ、当事者性の認知は遅れることとなる。IIにおいて男性のみを対象とした反同性愛的な刑法を持つ国は27カ国あることを示したが、その全てが旧英領であり、これは植民地時代に導入された英国のソドミー法<sup>8)</sup>の影響が今日まで残っているためといえる。これに対して、LGBTI難民において旧英領／フランス語圏諸国の出身者が多いという特徴を持つフランスにおいて、刑法が特定のジェンダーのみを対象としている事実は十分に考慮されない危険性がある。そのため、LBQ女性難民申請者の占める割合が高い諸国には旧英領／英語圏諸国も多く入っていたが (表1参照)、同じ出身国において生じた性的マイノリティへの迫害であっても、男性のみを対象とした反同性愛的な刑法をもってLBQ女性の証言の根拠とすることは難しく、またそのような刑法を持つ国としての事情が鑑みられないことがある<sup>9)</sup>。

#### IV. おわりに

本稿は、近年のLGBTI難民に関する研究動向におけるLBQ女性の不可視性に着目し、それが生じる背景について先行研究や報告書から検討を行った。そして、その内容を踏まえ、筆者がフィールドとするフランスにおけるLBQ女性難民をめぐる不可視化について考察した。先行研究を検討した結果、公的空間における当事者性の出現を重視する難民制度は、そこから排除されるLBQ女性を、あるいはそれ以外の空間で生じる性的マイノリティの困難を不可視化させることが明らかとなった。また、このために難民申請においても、彼女らの経験とは一致しないようなLGBTI難民のステレオタイプが意味をもち、その結果、ホスト国における「文化的沈黙」の作用によってLBQ女性は不可視化されていた。このような傾向はフランスにおけるLBQ女性の状況においても同様であり、さらにFHでフランスの難民制度の特徴として指摘されている「消極性に関わる理由づけ」や「文化的嗜好」といったものが、LBQ女性難民の申請を困難にし、不可視な存在にしていることが明らかとなった。

以上のように、LBQ女性難民の不可視性の背景の一つとして、LBQ女性による空間／場所の創出や占有のあ

り方に特徴があるといえるだろう。したがって、今後の研究では、この点に留意しながら、難民制度やそれに倣ってLGBTI難民研究が焦点を置いてきた空間／場所からは疎外されているとされてきたLBQ女性たちが、代わりにいかなる空間／場所に出現しているのかを明らかにしていくことが求められている。また、本稿では触れなかったが、近年フランスにおいて女性性器切除（Female Genital Mutilation：以下、FGMと略す）を理由とした難民が増加しており（園部, 2018）、そうしたFGM難民とLGBTI難民の出身国は重なる部分も多い。LGBTI難民におけるLBQ女性の不可視性のために、FGMを理由とした難民申請へシフトしているLBQ女性がいるかどうか、この点についても検討していく必要があるだろう。

### 【註】

- 1) 本稿では、国際機関が現在用いる主流な名称としてのLGBTI難民に準ずることにする。
- 2) なお、Ⅲで参照するARDHIS (2021)における「女性」は、「性的指向に基づく難民申請を行う女性」として計上されており、本稿が定義するLBQ女性と必ずしも一致しないことを留意されたい。
- 3) 男性と性行為をする男性（Men who have sex with men）のこと。
- 4) ARDHISはパリ市を活動拠点とするイル・ド・フランス県の市民活動団体であり、このデータのみでフランス全体の状況を知ることはできない。したがって本稿で用いるデータは、LGBTI難民を専門とする市民団体がある大都市圏の事例であり、フランス全体に当てはまるわけではないことを留意されたい。
- 5) フランスの難民に関するデータは、OFPPAが作成する年次報告書の2009年から2020年分を参照した（<https://www.ofppa.gouv.fr/fr/l-ofppa/nos-publications/rapports-d-activite> 最終閲覧日2021年8月15日）。
- 6) 2015年前後にヨーロッパへの難民流入者数が急増した出来事を指して欧州難民危機と呼ぶ。この急増はヨーロッパ諸国の受け入れ体制を逼迫し、その後の制度改正にも影響を及ぼした（佐藤, 2020）。
- 7) なおこの判決では、共に当事者性を暴露された申請者のパートナーが経済的な理由から国外への移動がかなわず、暴行を受けた末に亡くなっている事実によって当事者性の認知が達成されていた。
- 8) 同性間の性行為を違法化する法律のこと。
- 9) 実際に、ある判決（CNDA - 242002）では、出身国の刑法が「男性間の同性愛を制裁するものであり、女性間の関係は含まれていない」ため「不正確な事実に基づく」申請として却下されている。

### 【文献】

- カッタン, N・ルロワ, S 著. 太田佐絵子訳 2018『地図とデータで見る性の世界ハンドブック』原書房. Cattan, N., Leroy, S. 2016. *Atlas Mondial des sexualités: Libertés, plaisirs et interdits*. Autrement.
- 佐藤俊輔 2019. 難民危機と変調するEU. 日本国際問題研究所編『混迷する欧州と国際秩序』85-97. 日本国際問題研究所.
- 園部裕子 2018. FGMを理由とする難民認定と西アフリカ出身女性—2000年代以降の背景について—. 児島由佳編『アフリカにおける女性の国際労働移動』25-38. アジア経済研究所.
- ARDHIS. 2019. *Rapport d'activité 2018*. <https://ardhis.org/wp-content/uploads/2019/07/RA-2018.pdf> (last accessed 15 Aug 2021)
- ARDHIS. 2021. *Rapport d'activité 2020*. <https://ardhis.org/wp-content/uploads/2021/07/Rapport-dactivite-2020.pdf> (last accessed 15 Aug 2021)
- Bohmer, C., Shuman, A. 2008. *Rejecting Refugees: Political asylum in the 21st century*. Routledge.
- Bohmer, C., Shuman, A. 2014. Gender and cultural silences in the political asylum process. *Sexualities*, 17(8): 939-957.
- Eboko, F., Awondo, P. 2014. Homo-mobilités, du Cameroun vers la France. *Africulture*, 96(6): 37-51.
- Giametta, C. 2018. New asylum protection categories and elusive filtering device: The case of queer asylum in France and UK. *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 46(1): 142-157.
- Giesecking, J. 2020. Mapping lesbian and queer lines of desire: Constellations of queer urban space. *Environment and Planning D: Society and Space*, 38(5): 941-960.
- ILGA. 2020. *State Sponsored Homophobia 2019 dataset*. <https://ilga.org/maps-sexual-orientation-laws> (last accessed 15 Aug 2021).
- Jansen, S., Spijkerboer, T. 2011. *Fleeing Homophobia: Asylum Claims Related to Sexual Orientation and Gender Identity in Europe*. <https://www.refworld.org/pdfid/4ebba7852.pdf> (last accessed 15 Aug 2021)
- Lewis, R. 2010. The Cultural Politics of Lesbian Asylum. *International Feminist Journal of Politics*, 12(3-4): 424-443.
- Lewis, R. 2013. Deportable subjects: Lesbians and political asylum. *Feminist Formations*, 25(2) 174-194.
- Lewis, R., Naples, N. 2014. Introduction: Queer migration, asylum, and displacement. *Sexualities*, 17(8): 911-918.



- Llewellyn, C. 2017. Homonationalism and sexual orientation-based asylum cases in the United States. *Sexualities*, 20(5-6): 682-698.
- Nielson, V. 2005. Homosexual or Female: Applying Gender-based Asylum Jurisprudence to Lesbian Asylum Claims. *Stanford Law & Policy Review*, 16(2): 417-44.
- Saeed, H. 2019. The impossibility of leaving: Queer migration and Shyam Selvadurai's *The Hungry Ghosts*. *Journal of Postcolonial Writing*, 55(3): 337-351.
- Sari, E. 2020. Lesbian refugees in transit: The making of authenticity and legitimacy in Turkey. *Journal of Lesbian Studies*, 24(2): 140-158.
- Thoreson, R. 2014. Troubling the waters of a 'wave of homophobia': Political economies of anti-queer animus in sub-Saharan Africa. *Sexualities*, 17(1-2): 23-42.
- UNICEF. 2014. *Ending Child Marriage: Progress and prospects*.  
<https://www.unicef.or.jp/osirase/back2014/pdf/Child%20Marriage%20Data%20Brochure.%20July%202014.pdf>  
(last accessed 15 Aug 2021)

